

## 特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

## 生産情報公表農産物についての生産行程管理者の

## 適正業務基準

## 履歴

版数	改訂箇所	改訂日
第1版	制定	2005年9月9日
第2版	コーデックス委員会のカドミウム基準値案を最新の会議のデータに修正	2006年6月24日
第3版	格付規程の必要項目を一部追加	2006年12月22日
第4版	10.2項を品質表示基準の改正にあわせて変更	2009年7月19日

## はじめに

本会は、「健康に役立つ農産物・加工食品を拡大し、自然的・人的・社会的に持続可能な農業の発展と環境の保全に寄与することを目的」としている。生産情報公表農産物の日本農林規格の制定を受けて本会は、農業生産現場が広く国民から信頼され、持続的に発展するための適正な生産管理システムを、農業生産者が確立することを強く求める。このため本会は、以下に掲げる4点を目標とし、これを達成するために組織的な管理体制を、農業生産者がつくりあげるために、生産情報公表農産物にかかわる適正業務基準を策定する。

## 1、農産物の食品としての品質の継続的向上

農作物は、商品であるとともに人の命を育む食物であることが強く配慮されるべきである。栄養成分に富む良質な農産物の生産を目指し、かつ食品としての安全性を確保するために、適切な生産管理を確立することが必要とされている。農業生産者が、①自らの生産活動のなかで、生産した作物が食品としての品質を損なう恐れのある行程がないか確認し、そのリスクの軽減に努めること、②農産物の品質にかかわる目標を設定し、研鑽や技術の改善をはかること、などによって農産物の食品としての品質の継続的向上が実現することを願う。

## 2、農業による環境への負荷の継続的低減

農業生産による環境への影響が問題となっている。農業生産活動が自然環境へ影響を及ぼすことを配慮し、農業生産にとともなう環境への負荷をできるだけ低減することが必要である。社会的な取り組みとともに、農業生産者及び農業生産にかかわるすべての人々が、生産活動による環境へ著しい負荷を生じるリスクを特定し、その軽減に努める

ことによって、農業による環境への負荷の継続的低減をはかることを願う。

また、環境への負荷ばかりでなく、農薬散布等の農業生産活動にともなう自らの健康への影響についても十分な配慮が求められる。

### 3、消費者の商品選択に関わる公正かつ適切な情報提供の向上

消費者の選択を容易にするために、生産物の特徴を明確に語られることが望ましい。その内容には、不正な誇張がなく、事実にもとづいた適正なものであることを必要とする。

消費者には、自らの食するものの情報が適切に提供されなければならない。わかりやすく、事実にもとづき正確に、必要なときに容易に確認できる方法で提供される必要がある。この適正業務基準は、この方法を継続的に向上させることを目的としている。

### 4、農業生産者の生産管理の向上

農業の持続的発展のために、農業生産者の経営の持続と人的継続が不可欠の要件である。農業にたずさわる人がつづかなければ、農業生産はやがて滅びてしまう。日本農業が営々として築きあげてきた環境や景観も守ることができない。この適正業務基準は、合理的な生産管理システムを構築し、農業生産者の経営の発展に寄与することを目的としている。

## 一、用語の説明

【生産情報公表農産物】：生産情報公表農産物の生産行程管理者が生産情報公表農産物として格付を行った農産物。生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実にも即して公表されている農産物。

【生産情報】：生産情報とは、生産情報公表農産物の日本農林規格に定められる以下の情報をいう。

- (1) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 圃場等の所在地
- (3) 収穫期間
- (4) 生産者が使用した農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (6) 生産者が施用した肥料の種類及び施用量
- (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量
- (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的

【特別栽培農産物】：特別栽培農産物の農林水産省新ガイドラインにしたがって栽培された農産物。

【原則】：基本的な原則的視点を提示する。

【必須】：生産管理活動として行わなければならない事項。認定の必要条件となる。

【奨励】：生産管理活動として望む事項。また、これに逆行することは行ってはならない。

【禁止】：生産管理活動として行ってはならない事項。認証を受けるに際し不適切である。

## 二、一般的要求事項

### 2. 1 生産についての目標

【原則】 自己の生産についての目標を明確に定め努力していること。

#### 2.1.1 品質についての目標

(1) 生産物の食味・安全性・成分・出荷規格について

【必須】 自らの目標を定めること。

【奨励】 随時到達点を検査等を通じて確認することが望ましい。例えばビタミン含有量などの栄養成分、糖度、酸度など可能な事柄について自らの生産物の数値を把握することは、生産向上に役立つ。

(2) 農産物への農薬の残留について

【必須】 生産物に農薬の残留については、食品衛生法及び農薬登録保留基準が定める許容値の範囲におさめなければならない。このことのために農薬取締法にもとづく安全使用基準を遵守しなければならない。

【奨励】 しかしながら、許容値の範囲とは言え、残留しないことが望ましい。このため残留の有無について検査等を通じて確認し、残留が認められる場合は、残留しない使用方法を追及することが望ましい。

(3) 生産物の硝酸態窒素の含有量について

【必須】 含有量をできるだけ低く抑えるように努めること。

【奨励】 検査等を通じて含有量を確認することが望ましい。

#### 2.1.2 公開する情報の特定

【必須】 自らが公開する生産物の情報を明確にしていること。

#### 2.1.3 経営についての目標の保持

【奨励】 持続的な発展を目的として、経営の目標を明確にしていることが望ましい。

### 2. 2 法律遵守の誓約

【原則】 農産物の生産にあたっては、関連法規を遵守し、適切な生産に努めること。  
法のカバーしていない事柄に関しては、人の命を育む食品を生産するという良識にもとづいて判断すること。

#### 2.2.1 生産物の食品としての安全性の確保

【必須】 生産した農作物の食品としての安全性を確保するために、農薬取締法、食品衛生法などに定められた事柄が、自分もしくは組織の農業生産に関わる事柄

であることをしっかり認識し、それを遵守することを約束していること。

【奨励】参加生産者全員の遵守宣誓書を作成すること

#### 2.2.2 生産物への適切な表示の実施

【必須】生産物の適切な表示を行うために、農産物検査法、JAS法、計量法などに定められた事柄が、自分もしくは組織の生産物の出荷や表示に関わる事柄であることをしっかり認識し、それを遵守することを約束していること。生鮮食料品の品質表示基準及び特別栽培農産物ガイドラインの表示基準については、遵守すること。

### 2. 3 雇用及び作業環境

【原則】農作業に従事する農業生産者全員の安全と健康の保持に努めていること。

2.3.1 【必須】労働者を雇用する場合には労働関係法規を遵守すること。

2.3.2 【奨励】働く人々の人権・福祉を尊重し適切な作業環境の保持に努めること。

### 2. 4 顧客対応

#### 2.4.1 顧客情報の収集

【奨励】消費者情報の収集に努めていること。

#### 2.4.2 クレーム対応

【必須】クレーム処理の手順を文書化し維持すること。

【必須】処理したクレームの記録及び是正処置については、順序良く記録し、保持すること。

### 2. 5 生産技術情報の収集と研修

#### 2.5.1 生産技術情報の収集

【奨励】法律に関する情報、作物に関する情報、栽培技術に関する情報などの収集や研修に努めていること。

#### 2.5.2 生産技術情報の研修

【奨励】担当者は本会の開催する講習会を受講すること。講習会を受講したら、受講内容について、組織やグループで報告し、関係するスタッフへの周知をはかることが望ましい。

#### 2.5.3 生産情報公表農産物の基準の理解のための研修

【必須】生産行程管理責任者、格付担当者及び格付責任者は本会の指定する講習会を受講修了すること。

### 2. 6 文書化した内部規程の保持

#### 2.6.1 内部規程

【必須】内部規程には以下の項目が定められていること。規程は業務を実際に行うことが可能なように具体的であること。業務に必要な事項及び以下の項目がすべて網羅されていること。

(1) 生産情報等の記録の保管及び公表の方法に関する事項

ア、生産情報の記録の方法は、記録の作成のための生産者、生産行程管理担当者、情報公開担当者の役割分担を明確にすること。記録する情報項目及び記録の書式を明確にすること。記録の3年間の保存及び要求に応じて提示できるように管理の方法を明確にすること。2.9.1、3.5.1参照。

イ、公表の方法は、公表の手段を明確に決めること。その手段で公表するための関係者の役割分担と責任を決めること。農産物識別番号に対応した情報の更新及び情報の公表の期間を決めること。11.1から11.3などを参照。

(2) 農産物の輸送、選別、保管、包装、出荷その他の工程に関する事項

ア、この工程において、生産情報公表農産物とそうでない農産物を混合しないように管理する具体的な方法をきめておくこと（混合しやすい危険のあるところを特定し、それを防止する方法を決める）

イ、農産物識別番号の違う農産物を混合しないように管理する具体的な方法をきめておくこと

ウ、送り状等の発行により情報伝達を確実にする方法を決めておくこと

エ、出荷物の識別表示の方法を決めておくこと

(3) 年間の生産計画の策定及び当該計画の本会への通知に関する事項

ア、組織、グループ、個人を問わず、年間の生産計画を策定すること。例えば、作付け一覧表などは、生産計画に該当する。2.6.2項の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)などを含めた栽培管理計画を策定すること。

イ、計画については、認定申請時もしくは年次調査に際して、本会に提出すること。

(4) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての本会による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

ア、認定事項等に変更があった場合の本会への報告

イ、年一回以上本会の監査を受けること

## 2.6.2 生産基準

【奨励】自己の生産について栽培基準等の生産基準を定めていること。なお生産基準には以下の該当項目が含まれていることが望ましい。

(1) 自己の生産についての目標及び理念に関すること

(2) 生産を推進するための業務分担に関する事項

(3) 種子の選定基準及び種子処理の把握（苗を購入する場合は、苗に対する選定基

準及び苗の履歴の把握に関すること)

- (4) 育苗の栽培管理方針
- (5) 肥培管理計画
- (6) 病虫害の防除計画
- (7) 雑草対策に関する事項
- (8) 資材の選定に関する基準
- (9) 収穫、輸送（選果場等への搬入を含む）、調製、選別、保管及び貯蔵、出荷における識別番号管理と適切な品質管理の方針
- (10) 記録の作成及び保存に関する事項
- (11) 農薬、肥料及びその他資材の保管及び空容器等の回収・処分に関する事項
- (12) 不適合品の処理に関する事項
- (13) クレーム処理に関する事項
- (14) 衛生管理に関する事項
- (15) 包材及び帳票類管理に関する事項
- (16) 廃物・廃材の処理に関する事項
- (17) 会員及び作業従事者への教育訓練に関する事項
- (18) その他生産基準に関し必要な事項

## 2. 7 基準及び目標の見直し

**【必須】** 内部規程及び自己の生産基準について、定期的に見直し、必要な更新を実施していること。

**【奨励】** 目標について定期的に見直し、向上に努めていることが望ましい。

## 2. 8 【原則】文書の扱い

- (1) 文書は、読みやすく、平易であること。
- (2) 作成された文書は、関係者に周知されていること。
- (3) 文書が改版された場合、速やかに関係者に配布されていること。
- (4) 古い文書は、誤用しないように区別されていること。
- (5) 文書は、必要な者が必要な時に利用、すばやく見つけ出せるように整理されていること。

## 2. 9 記録の扱い

### 2.9.1 記録の作成及び保存

**【必須】** 以下の記録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 生産物の栽培、収穫、調整、選別、出荷等生産行程に関わる記録を作成し、3年以上保管しなければならない。

- (2) 格付の検査及び格付の実績記録を作成し、3年以上保管しなければならない。
- (3) 公表した生産情報の記録は3年以上保管しなければならない。

#### 2.9.2 根拠書類の保管

【必須】前項の管理記録の根拠を示す書類として以下のものが3年以上保管されなければならない。

- (1) 種苗の購入記録
- (2) 肥料及びその他の資材の購入記録
- (3) 農薬の購入及び受け払い記録
- (4) 農産物の出荷記録（出荷伝票等）
- (5) 作業日誌

### 三、組織の整備

- 3. 1 【必須】代表が明確に定められていること
  - 3. 2 【必須】組織の構成員が特定されていること
  - 3. 3 【必須】組織の意思決定の手順が定められていること
  - 3. 4 【必須】会則が策定されていること。会則においては、前3項を含めていること。
  - 3. 5 組織の体制
    - 3.5.1 生産行程の管理、情報の公開、格付の体制
- 【必須】以下の担当者及び責任者が定められていること。
- (1) 生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者
  - (2) 生産者
  - (3) 生産情報公表担当者
  - (4) 格付担当者及び格付責任者

なお、個人の場合にあっては必要な機能を全て当該個人が果たすこと。

#### 3.5.2 担当者の職務

【必須】以下にあげる担当者は決められた職務を良く理解し遂行しなければならない

- (1) 生産行程管理担当者
  - ①生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進

②日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号に対応させて、生産情報等を一元的に記録し、かつその記録を保管すること

③生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

(2) 生産者

①自らが耕作する圃場及び農産物の栽培管理について、適切な管理を実施すること。

②生産行程に異常等が生じた場合には、生産行程管理担当者に報告し、当該生産行程管理担当者との相談、指示により必要な措置を講ずること。

③当該農産物の生産情報等を記録し、これを生産行程管理担当者に提出すること。ただし、生産者と生産行程管理者とが同一の場合には、生産者自らがすべて責任を負い業務を遂行すること。

(3) 生産情報公表担当者

①生産情報公表のシステムの維持及び実施等その管理について、責任を持つこと。

②該当作物ごとに公表すべき期間を特定し、内部規程に定めること。

③必要な生産情報を他の情報と整理して区別しておくこと。

④公表した生産情報の記録を残しておくこと。

(生産情報等以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報等とそれ以外の情報とに分けて公表させること。)

3. 6 各担当者の資格及び人数

3.6.1 生産行程管理担当者

【必須】生産行程管理者として、以下のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理または把握を行うものが1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法による大学もしくは旧専門学校令による専門学校以上の学校で農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校もしくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの

(3) 農産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有するもの

3.6.2 生産行程管理責任者

【必須】生産行程管理責任者は以下に該当するものでなければならない

(1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、本会の指定する講習会において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する過程を修了していること。

- (2) 生産行程管理担当者が2人以上置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する過程を修了したものが1人選任されていること。

#### 3.6.3 格付担当者

- 【必須】格付担当者として、3.6.1(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表農産物に係る格付に関する過程を修了し、かつ、適正な格付を行うものが1人以上置かれていること。

#### 3.6.4 格付責任者

- 【必須】格付担当者が2人以上置かれている場合には、格付責任者として、格付担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る格付に関する過程を修了したものが1人選任されていること。

### 3.7 名簿の作成

- 【必須】構成員の氏名、住所及び連絡先並びに組織内の役割分担等を明記した台帳を作成していること。

なお、個人の場合にあっては、必要でない。

記載項目は、以下の内容を含むこと。

- ①生産者名
- ②住所
- ③電話
- ④生産情報公表農産物の栽培を予定する圃場
- ⑤予定する作物

## 四、圃場管理

### 4.1 圃場の特定と圃場台帳の作成

#### 4.1.1 圃場看板の設置

- 【原則】圃場看板を設置しなければならない。なお、設置する看板には最低以下の内容が記載されていること。

- (1) 生産情報公表農産物の圃場等であること
- (2) 圃場等の番号又は名称及び面積
- (3) 生産者の氏名及び住所
- (4) 生産行程管理者の氏名又は名称及び住所

なお、特別栽培農産物の圃場の場合は、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく圃場であることを表示すること。

#### 4.1.2 圃場台帳

【必須】圃場台帳を作成しなければならない。圃場台帳には最低以下の項目が記載されなければならない。

- (1) 生産者の氏名又は名称
- (2) 圃場の名称
- (3) 圃場の所在地
- (4) 圃場の面積
- (5) 栽培作物
- (6) 作型

#### 4.1.3 圃場図面

【必須】圃場図面を作成しなければならない。

### 4. 2 リスクの把握

#### 4. 2. 1 飛散等のリスクの把握

【必須】圃場の周辺からの飛散等のリスクを調べ把握していること。特に、当該作物には使用できない農薬の飛散のリスクを把握し、有意な飛散が見込まれる場合（食品衛生法に示される基準値を越える恐れのあるレベルの飛散のリスク）は、対策を講じる必要がある。

#### 4. 2. 2 新規畑地の汚染のリスクの把握

【必須】新規に作付けする圃場にあつては、使用前の汚染のリスクを確認すること。

### 4. 3 重金属汚染の防止

4.3.1 【原則】生産者は自らの圃場が重金属等の化学汚染物質によって汚染されないように注意しなければならない。

4.3.2 【原則】圃場に投入される資材は、作物、人体に影響を及ぼす重金属等の化学汚染物質を、法律に定める許容値をこえて含んではならない。

以下は、わが国の関連法令及びコーデックス委員会で話し合われている参考値である。

#### <参考> 土壌の汚染にかかわる環境基準

・カドミウム 検液1㍓につき0.01mg以下であり、かつ農用地においてはコメ1kgにつき1mg未満であること（ただし、米に0.4ppmを超えて検出した場合、食用としては流通しない処置が取られている）。

- ・全シアン 検液中に検出されないこと。
- ・有機リン 検液中に検出されないこと。
- ・鉛 検液1㍓につき0.01mg以下であること。
- ・六価クロム 検液1㍓につき0.05mg以下であること。

- ・砒素 検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（田に限る）においては土壌1kgにつき15mg未満であること。
- ・総水銀 検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
- ・アルキル水銀 検液中に検出されないこと。
- ・PCB 検液中に検出されないこと。
- ・セレン 検液1ℓ中0.01mg以下であること。
- ・ニッケル 検液1ℓ中2mg以下であること。
- ・銅 農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。
- ・亜鉛 乾土1kgにつき120mg以下であること。
- ・ジクロロメタン 検液1ℓ中0.02mg/ℓ以下
- ・四塩化炭素 検液1ℓ中0.002mg/ℓ以下
- ・1・2-ジクロロエタン 検液1ℓ中0.004mg/ℓ以下
- ・1・1ジクロロエチレン 検液1ℓ中0.02mg/ℓ以下
- ・シス-1・2-ジクロロエチレン 検液1ℓ中0.04mg/ℓ以下
- ・1・1・1トリクロロエタン 検液1ℓ中1mg/ℓ以下
- ・1・1・2トリクロロエタン 検液1ℓ中0.006mg/ℓ以下
- ・トリクロロエチレン 検液1ℓ中0.03mg/ℓ以下
- ・テトラクロロエチレン 検液1ℓ中0.01mg/ℓ以下
- ・1・3-ジクロロプロペン 検液1ℓ中0.002mg/ℓ以下
- ・チウラム 検液1ℓ中0.006mg/ℓ以下
- ・シマジン 検液1ℓ中0.003mg/ℓ以下
- ・チオベンカルブ 検液1ℓ中0.02mg/ℓ以下
- ・ベンゼン 検液1ℓ中0.01mg/ℓ以下

<参考>コーデックス委員会で食品のカドミウム基準値案

以下は、2006年4月24～28日にオランダ（ハーグ）で開催された第38回コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会で採択された基準値案である。参考のため、掲載する。日本政府はこの基準値案に合意しており、「厚生労働省及び農林水産省は、引き続き、国際基準を巡る議論に積極的に関与していくとともに、国内的には、食品安全委員会におけるリスク評価を踏まえ、国内基準の設定等、必要なリスク管理のあり方について検討していく」としている。重金属は、土壌中において分解することはほとんどなく、取り出されることがない限り圃場内にとどまるものであるため、農業生産者は、基準策定の動きに注目し、自らの圃場に重金属が過剰に蓄積することのないように、使用する堆肥などに注意を払う必要がある。

食品群	基準値案	ステップ	備考
-----	------	------	----

	(mg/kg)		
精米	0.4	8	
海産2枚貝	2.0	8	カキ、ホタテを除く
頭足類	2.0	8	内臓を除去したもの
小麦	0.2	8	
ばれいしょ	0.1	8	皮を剥いたもの
根野菜、茎野菜	0.1	8	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0.2	8	
その他の野菜(鱗茎類、アブラナ科野菜、ウリ科野菜、その他の野菜)	0.05	8	食用キノコ、トマトを除く

\*アブラナ科野菜のうち、葉菜で結球しないものについては、「葉菜」に含まれる。

#### 4.4 不用意な汚染の防止

4.4.1 【原則】生産者は自らの圃場が有害物質によって不用意に汚染されないように注意しなければならない。

4.4.2 【禁止】以下の行為は禁止される。

- (1) 塩化ビニールマルチの使用
- (2) プラスチック資材の圃場及びその周辺における野焼き
- (3) 農薬の空き容器の放置
- (4) 圃場をゴミ捨て場にする事

4.4.3 【奨励】街道沿いの圃場にあつては、消費者に対してゴミなどを投棄しないよう注意を喚起する看板を立てることが望ましい。

#### 4.5 水管理

【原則】圃場における栽培及び育苗などに使用される水は、農産物の生産に適した水質のものでなければならない。良質な水は、植物の生育にとって大切な条件となる。農業者は、良質な水の確保につとめなければならない。

【必須】水源が確認され、汚染のリスクの把握と低減に努めなければならない。以下のようなことが確認され、圃場ごとに記録されなければならない。

- (1) 未処理のし尿、畜産厩舎からの未処理の排水、未処理の家庭雑排水、工場廃水などの流入の有無
- (2) 廃棄物処理場などからの汚水の流入の有無
- (3) 化学工場等に由来する汚染の有無

## 五、施設管理

### 5. 1 堆肥場の管理

【必須】法律に定められた事項を遵守し、著しい環境汚染を招かないこと。

### 5. 2 資材の保管施設

【必須】資材の保管について、以下の条件を満たす施設であること。

- (1) 資材の品質を損ねることなく、資材の保管が可能であること。
- (2) 肥料については混入や誤用を招かないように、区分及び識別が可能であること。
- (3) 農薬については、隔離保管が可能であること。

### 5. 3 育苗施設

### 5. 4 機械・器具の保管施設

【必須】収穫用設備が農薬散布機によって汚染されないよう保管されていること。

### 5. 5 選別等作業施設

#### 5.5.1 施設の整理整頓

【必須】施設は、以下の目的で整理整頓されていること。

- (1) 効率的な作業の実施
- (2) 適切な品質管理
- (3) 包装表示等の間違いの防止
- (4) 生産情報公表農産物以外の農産物の混合の防止
- (5) 金属等、危険な異物の混入の防止

#### 5.5.2 施設の衛生管理

【必須】施設は、その施設において取り扱う収穫物及び出荷資材が衛生的に管理されていないと見なされる。特に以下のことについて注意が必要である。

- (1) ゴミ、ホコリによる汚染の防止。シーズンオフの間出荷資材の在庫を保管する際には、汚れの防止をはかること。
- (2) 農薬、オイル等による汚染の防止。収穫物を取り扱う場所に必要のない農薬やオイルを不用意に持ち込まないこと。
- (3) ネズミなど有害鼠族による汚染の防止
- (4) 犬、猫等ペットの糞尿による汚染の防止

#### 5.5.3 施設における薬剤の使用

【必須】施設における薬剤の使用には、以下の点において適切な配慮を行っていること。

- (1) 農作物の汚染の防止
- (2) 施設内で作業する者の健康の維持

#### 5. 6 保管・貯蔵施設

【必須】収穫物の保管について、以下の条件を満たす施設であること。

- (1) 生産情報公表農産物を区分して保管できること。
- (2) 農産物の品質を保てる施設であること。

#### 5. 7 トイレ・手洗所

【必須】有害病虫害の発生原因とならないよう、衛生的に管理されていること。

【奨励】使用者が気持ち良く使用できるよう、清掃されていること。

### 六、農薬の保管管理

#### 6. 1 農薬の安全保管

【必須】組織にあつては、農薬の保管管理方法についての基準を作成していること。組織、グループ、個人を問わず、農薬は隔離保管されなければならない。

【必須】①劇物及び毒物については、施錠可能な保管庫に隔離保管され、毒物、劇物であることが表示されていること。

②普通物であっても農薬の毒性を理解できない者（児童等）が、容易に出入りできるところにおかれてはならない。適切に隔離された場所に保管されていること。

③同じ納屋に農薬と肥料を保管する場合、農薬が肥料等を汚染しないように区分され、隔離されているか、相当程度距離をおいて保管すること。

④収穫物を扱う同一作業場内に農薬を保管する場合は、収穫物及び収穫に関わる機材とは、十分な距離をおいて隔離保管し、不用意な農薬汚染をおこさないように厳重に管理すること。

【奨励】⑤農薬保管庫内はきちんと整理し、液体・粉剤で保管位置を分けることで混入・移染などが起きないように気をつけること

#### 6. 2 【必須】農薬保管管理台帳を作成すること。

農薬保管管理台帳を保持していること。なお台帳には以下の事項が記載されていなければならない。

- (1) 農薬の名称
- (2) 購入日及び数量
- (3) 使用日及び数量
- (4) 一定の期間ごと（例えば作物のシーズンの終了ごと）に農薬の残数

#### 6. 3 【必須】使用残農薬や古い農薬、空容器は適切な処分を行うこと

6.3.1 使い終わって残った農薬やその空容器については処分方法を組織内でルール化し、これに沿った適切な処理が行われること。

6.3.2 組織内で定期的に使用期限切れなどの薬剤については在庫を確認し、地域や組織内のルールに沿った回収・処理を行うこと。

## 七、栽培

### 7. 1 土作り

【奨励】栄養豊かで良質な農作物を育てるのはまず地力である。豊かな力を持った土を作ること、このことが栽培の基本に置かれなければならない。

#### 7. 1. 1 使用する堆肥及び肥料の品質についての指針の維持（あるいは選定基準）

【必須】自分もしくは組織の生産の目的及び生産される農作物の品質について目標の達成のために、使用する堆肥、肥料、土壌改良材、その他について指針を保持していること。

<参考> 堆肥及び堆肥原料の適否を判断する注意点

- ① 専門業者からの購入堆肥については、重金属等法規制のある事項についての分析表を入手しておく。
- ② 自家堆肥については、原料の由来を把握しておく。
- ③ 近隣の知人・友人から融通してもらう場合も原料の由来を把握しておく。
- ④ 豚糞堆肥については、餌における重金属の使用状況を聞いておくことが望ましい。重金属の添加が見込まれる場合は、分析表を入手しておくことが望ましい。
- ⑤ 鶏ふん堆肥については、餌における抗生物質の使用を把握しておく。
- ⑥ 特に注意を要する重金属は、銅・亜鉛・砒素・カドミウムである。

【奨励】作物に適切な栄養補給を行い、加えて品質の優れた農産物を多収するためには、土壌微生物の働きを最大限に活用する高度な肥培管理技術を必要とする。この条件を満たす技術の一つとして、当該農場内で生産された緑肥や作物などの活用と共に、使用原料及び製法を厳しく管理し、「微生物性の豊かさ」に配慮した良質な堆肥の利用を奨励する。

7. 1. 2 【必須】未熟な堆肥の施用は避けること。

7. 1. 3 【必須】堆肥や肥料の過剰な投入は避けること。

<参考>堆肥等に関する法的規制

・砒素、カドミウム、水銀については、「肥料取締法に基づく特殊肥料等の指定」に掲げられる規制に準ずる。(すなわち、検液1リットルにつき砒素：0.3mg以下、カドミウム：0.3mg以下、水銀：0.005mg以下、アルキル水銀：検出されないこと、シアン化合物：1mg以下、有機リン化合物：1mg以下、六価クロム：1.5mg以下、PCB：0.003mg以下)

- ① 乾物当たりの銅および亜鉛の含有率が、それぞれ600ppmおよび1800ppm以下(重量/重量単位)であること。

## 7.2 施肥基準の維持

【奨励】作期ごとに適切な肥培管理計画が作成され、適正な施肥量が維持されていることが望ましい。

### 7.2.1 作物生産の適正な施肥量の維持

- 【奨励】(1) 化学肥料の低減目標をもっていることが望ましい。  
(2) 窒素総量の上限目標を決めていることが望ましい。

### 7.2.2 使用する堆肥及び肥料の選定基準

- 【必須】(1) 使用前に内容及び製造工程を確認すること。  
(2) 肥料取締法に定められる普通肥料又は特殊肥料の登録がなされていることを確認する。登録のある資材にあっては、登録証の確認によって前項のことは省略できる。
- 【奨励】(1) 普通肥料又は特殊肥料の登録のない資材の使用にあっては、内容成分についての分析書を確認することが望ましい。  
(2) 自家堆肥にあっては、銅・亜鉛・砒素・カドミウムについて分析書をとることが望ましい。

### 7.2.3 過剰投入による地下水汚染の防止について配慮

【奨励】自己の過剰な施肥が地下水等に著しい影響を生じる恐れを認識し、過剰な投入を避けること。

## 7.3 種子及び育苗

【原則】生産者は、自己の購入する種苗がどのような処理をされたものであるかに無頓着であったり、種苗店にまかせっきりにしているのは、あらためなければならない。生産者は、自己の責任において判断する習慣を身につけなければならない。

- 【必須】(1) 種苗の選定、種苗の使用にあっては、種苗法などの法規制を遵守すること。  
(2) 品種及び種子処理について確認し、記録すること。  
(3) 苗の購入にあっては、育苗の履歴を確認し、記録を入手しておくこと。

#### 7. 4 病虫害防除基準の維持

7. 4. 1 【必須】作期ごとに病虫害管理計画を作成していること。

#### 7. 4. 2 農薬の適正使用

【必須】(1) 農薬取締法で求められる使用者の遵守義務をまもること。

(2) 安全使用基準を遵守したことを確認できる適切な記録を残すこと。記録には以下の事項が記載されていること。

①使用した農薬の名称

②使用した日付

③使用した作物

④希釈倍率及び使用量

⑤用途

【奨励】化学合成農薬の使用にあつては、適切な圃場や作物の観察などによる予察を重視し、不必要な使用を避け、できる限り削減すること。

【奨励】希釈早見表などの活用により適切な希釈倍率や使用量を守るために努めなければならない

【奨励】化学合成農薬は常に適量を調合し、使い残した薬剤や防除器具を洗浄した後の水は河川などに流さず適正に処理すること。

【奨励】農薬散布用機材については機材の不調による適正散布の阻害を防ぐため適切な整備を行い、整備記録については記録をとるようにすることが望ましい。

#### 7. 5 雑草対策基準の維持

【原則】除草剤の使用にあつては、農薬取締法を遵守するとともに安全使用基準を遵守し、記録を残すこと。記録には以下の事項が記載されていること。

①使用した農薬の名称

②使用した日付

③使用した作物

④希釈倍率及び使用量

【奨励】圃場外における使用についても万一の飛散リスクを考え対象農産物に対して適用の無い除草剤の使用は行わない

【奨励】草生栽培、対抗植物の利用、紙マルチ、米糠除草、あいがもの利用など耕種的、物理的、生物的方法等により、除草剤に頼らない雑草対策を実践し、最小限の使用にとどめることが望ましい。

#### 7. 6 生産に使用するその他の資材の選定基準及び記録

##### 7.6.1 食品としての安全性の確保

【必須】(1) 生産過程において農薬及び肥料以外のその他資材を使用する場合におい

ては、使用しようとするその他資材が農作物の食品としての安全性を損なうものであってはならない。

【必須】(2) 使用しようとするその他資材については、使用する前に以下の項目について確認しなければならない。

- ①原料及び製造工程について内容を確認すること。
- ②農薬取締法に定められた農薬成分を含まないこと。
- ③法律の許容値を超えた著しい汚染物質を含まないこと。
- ④法律の許容値を超えた重金属を含まないこと。

【必須】(3) 使用にあたっては全て記録を残すこと。記録には以下の事項が記載されていること。

- ①使用した商品名
- ②使用した日付
- ③使用した作物
- ④希釈倍率もしくは使用量

#### 7.6.2 使用者の安全性への配慮

【奨励】 生産過程において農薬及び肥料以外のその他資材を使用する場合においては、使用者への安全性を配慮し自らが定めた使用基準を保持することが望ましい。

#### 7.6.3 環境の保全

【原則】天然のものであっても、特定の成分を抽出もしくは濃縮して農作物の生産に使用した場合、水生動物などに著しく被害を及ぼすことがあることを認識しておかなければならない。

### 7. 7 生産に使用する機械・器具類

【必須】生産に使用する機械・器具類について適切に整備され、不用意な汚染の防止及び使用者の安全確保のため以下のことを考慮した管理基準を維持していること。

- (1) 適切な整備により使用者の安全を確保する
- (2) オイル漏れ等による圃場汚染の防止
- (3) 農薬散布機の洗浄

### 7. 8 栽培管理記録

7. 8. 1 【必須】栽培管理記録を作成し、求めに応じて提示できようになっていること。

7. 8. 2 【奨励】栽培作物ごとにその作物の栽培を確認できる以下の該当項目が栽

培管理記録に含まれていることが望ましい。

- (1) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 圃場名及び圃場所在地
- (3) 圃場面積
- (4) 栽培作物
- (5) 栽培品種
- (6) 前作の終了日
- (7) 播種、定植日
- (8) 耕起、耕運
- (9) 雑草対策
- (10) マルチ、ビニール（ハウス栽培）等の使用開始及び終了日
- (11) 灌水
- (12) 剪定
- (13) 摘花、摘果、摘粒
- (14) 受粉
- (15) 収穫日
- (16) 使用した農薬の名称（種類）、用途及び使用倍率（量）
- (17) 使用した特定農薬の名称（種類）、用途及び使用倍率（量）
- (18) 施用した肥料の名称（種類）及び施用量
- (19) 施用した土壌改良資材の名称（種類）及び施用量
- (20) 施用した（16）から（19）までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的
- (21) 圃場巡回等の確認状況の記録

## 八、収穫及び荷造り

### 8. 1 収穫物の区分管理及び不用意な汚染の防止

【必須】収穫物の貯蔵保管については下記の点に特に注意しなければならない

- (1) 生産情報公表農産物と他の農産物を混合しないよう管理されていること
- (2) 農作物が食品としての品質を損なうような汚染を受けないこと

### 8. 2 収穫物の洗浄・鮮度保持に使用する水

【必須】水質を把握していること。

【必須】溜め水を使用する場合は、組織内の管理基準を設けて不用意な微生物汚染を招かないようにしていること。

【奨励】飲用適の水であることが望ましい。

### 8. 3 収穫に使用する機械・器具の管理について

【必須】収穫に使用する機械・器具の管理については以下の3点に特に注意して管理すること

- (1) 収穫物の適正な品質を確保するために必要な整備を確実にすること
- (2) 生産圃場に不用意な汚染を招かないように、整備を確実にすること
- (3) 作業者の安全のために、整備を確実に行うこと

### 8. 4 農産物識別番号ごとの収穫・製品化の記録の作成

【必須】農産物識別番号ごとに以下の記録を作成しなければならない

- (1) 収穫の記録
- (2) 選果、選別、荷作り記録

## 九、出荷

### 9. 1 送り状の作成

【必須】適切な情報伝達のための伝票に下記の項目を含めること。

- (1) 生産情報公表農産物である旨の記載
- (2) 名称
- (3) 数量
- (4) 日付
- (5) 送り先
- (6) 農産物識別番号

### 9. 2 格付の実施

【必須】格付されたものを出荷すること。

### 9. 3 出荷記録を作成

【必須】出荷記録を作成し、以下の項目を含めること。

- (1) 出荷日
- (2) 作物名
- (3) 出荷先
- (4) 出荷量
- (5) 農産物識別番号

### 9. 4 運送会社との契約

【奨励】顧客及び顧客の指定する先へ荷物が到着するまでの間の品質管理についての内容を盛り込んだ運送会社との契約書を締結・保持することが望ましい

## 十、品質の表示

### 10.1 生産情報公表農産物の表示すべき事項

- (1) 品質表示基準に基づく表示事項
- (2) 生産情報公表農産物である旨の表示
- (3) 農産物識別番号
- (4) 生産情報の公表の方法
- (5) J A S マーク

### 10.2 【必須】 J A S 法にもとづく品質表示基準の遵守

#### 10.2.1 生鮮食品品質表示基準

- (1) 名称
- (2) 原産地

#### 10.2.2 玄米及び精米品質表示基準

- (1) 名称
- (2) 原料玄米（産地、品種、産年、使用割合）
- (3) 内容量
- (4) 精米年月日又は調製年月日
- (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

#### 10.2.3 未検査米の表示

農産物検査法の検査を受けていない米にあつては、未検査米の表示方法にしたがつて表示すること。

### 10.3 生産情報公表農産物である旨の表示

【必須】一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。

### 10.4 農産物識別番号

10.4.1 【必須】農産物識別番号は、以下の見やすい箇所又は場所に記載してあること

- (1) 小売業者以外の販売業者にあつては、容器もしくは包装、送り状、納品書等
- (2) 小売業者にあつては、容器もしくは包装又は農産物に近接した掲示 P O P 等の掲示。生産者が直接販売する場合は、小売業者の役割を果たさなければならぬ。

10.4.2 【必須】農産物識別番号は該当する荷口を確実に特定できる番号もしくは記号であること。生産情報の異なる荷口で同じ番号であつてはならない。

#### 10.5 生産情報等の公表の方法

【必須】ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先は、以下の見やすい箇所又は場所に記載してあること。

- (1) 小売業者以外の販売業者にあつては、容器もしくは包装、送り状、納品書等
- (2) 小売業者にあつては、容器もしくは包装又は農産物に近接した掲示その他。生産者が直接販売する場合は、小売業者の役割を果たさなければならない。

#### 10.6 JASマークの表示の方法

10.6.1 【必須】農林水産省告示第823号別記様式5に定められたものであること。

10.6.2 【必須】登録認定機関名

10.6.3 【必須】認定番号

10.6.4 【禁止】スタンプによる押印は禁止する。表示方法には、シール又は包装資材へ印刷したもの等がある。

### 十一、情報の公開

#### 11.1 公正な情報の公開の誓約

【原則】生産情報の公開について、事実を正しく公表することを約束していること。

11.2 【必須】公開する生産情報は以下の項目が記載されなければならない

- (1) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 圃場等の所在地
- (3) 収穫期間
- (4) 生産者が使用した農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (6) 生産者が施用した肥料の種類及び施用量
- (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量
- (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的

11.3 【必須】適切な情報の公開の手段の保持

生産情報公表農産物に関する生産行程管理者は、自己の生産情報について公表する適切な手段を保持していなければならない。その手段は消費者の求めに対して、速やかに対応できるものでなければならない。以下のようなものが考えられる。

- (1) 求めに応じてファックスを返信できる。
- (2) 自分のホームページを開設し、識別番号ごとに公開している。
- (3) 本会のホームページを利用して公開する方法。

- (4) 生産履歴を追跡するネットワークの利用。
  - (5) 小売店の店頭生産情報を印刷したものを置いておく。
- 情報は、農産物識別番号に応じて、適切に更新されなければならない。

## 十二、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに適合する農産物の表示及び情報公開

- 12.1 農産物の表示
  - (1) 特別栽培であることの表示
  - (2) 略式表示
- 12.2 情報の公開
  - (1) 一括表示とセット表示に関わる内容
  - (2) 削減割合の根拠

## 十三、化学合成農薬等を削減した一般的な農産物の表示及び情報公開

- 13.1 農産物の表示
  - 13.1.1 表示事項

化学合成農薬等の削減割合は、以下のいずれか又はすべてを表示することができる。

    - (1) 化学合成農薬削減割合
    - (2) 化学肥料削減割合
  - 13.1.2 表示の方法

【必須】化学合成農薬等の削減割合の表示は、以下の方法により行われていること。但し、○には整数を○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。

    - (1) 化学合成農薬削減割合  
「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。
    - (2) 化学肥料削減割合  
「化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素分量比）」と記載すること。
- 13.2 情報の公開

【必須】化学合成農薬等の削減割合を公表する場合は、削減の根拠となる以下の事項を公表しなければならない。

  - 13.2.1 化学合成農薬の削減割合の公表
    - (1) 使用した農薬の内、化学合成農薬の使用回数
    - (2) 削減割合の計算に用いた平均使用回数
    - (3) 平均使用回数を定めた地方公共団体の名称
  - 13.2.2 化学肥料の削減割合の公表

- (1) 施用した化学肥料の窒素成分量
- (2) 削減割合の計算に用いた平均窒素成分量
- (3) 平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称

## 十四、出荷する農産物の格付けについて

### 14.1 格付規程の整備

【必須】以下の項目が定められた格付規程を整備していること。規程は業務を実際に行うことが可能なように具体的であること。業務に必要な事項及び以下の項目がすべて網羅されていること。

- (1) 生産行程の検査に関する事項
  - ① 農産物識別番号に対応して生産情報に関する生産行程管理記録が適切に作成され保管されていることを確認する。記録に記載漏れなどがある場合は、補正を指示すること。
  - ② 該当する農産物識別番号の農産物の生産情報に関する生産行程の管理記録であることを確認すること。
  - ③ 生産行程管理記録と公表される生産情報を照合し、公表される生産情報が事実と相違ないことを確認すること。格付規程においては検査する記録を明確にしていること。
  - ④ 当該生産行程管理記録が、情報公開担当者及び生産行程管理責任者の確実に伝達されていることを確認すること。
  - ⑤ 検査は、農産物識別番号単位ごとに実施すること。
  - ⑥ 検査は、格付担当者が実施すること。
  - ⑦ 検査は、生産情報の伝達もしくは公表前に実施すること。
- (2) 格付の表示に関する事項
  - ① JASマークの表示の方法を定めること
  - ② 名称の表示の方法を定めること
  - ③ 生産情報公表農産物として表示すべき事項を明確にする。
  - ④ JASマークの受払い管理について定めること。管理には、以下のことが含まれることが必要である。
    - ア、受払い管理記録には、作成枚数、使用枚数、廃棄枚数、在庫枚数が記録されること。
    - イ、紛失を起ささないように注意して保管されていること。
    - ウ、安易に譲り渡したりしないこと
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
  - ① 混合を防止するための格付後の荷口の識別

- ② 取扱いを間違えないための格付後の荷口の識別
- ③ 出荷記録について
- ④ 格付後に荷口に不適合が生じた場合の処置について
- (4) 記録の作成及び保存に関する事項
  - ① 格付実績記録の作成すること
  - ② 作成した実績記録を3年以上保管すること
- (5) 生産情報等に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
  - ① 農産物識別番号の具体的な印字の方法
  - ② 印字された農産物の識別番号に対応して公表している生産情報が適切であるかの確認の方法
- (6) 登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
  - ① 格付実績記録を毎年6月末までに報告すること

#### 1 4. 2 格付規程にもとづく格付業務の実施

格付は、格付規程にもとづいて実施され、格付の表示を決められた方法で実施していること

#### 1 4. 3 農産物識別番号の伝達

農産物識別番号は、出荷のロットごとに正確に伝達しなければならない。

#### 1 4. 4 生産情報公表農産物には、生産情報公表農産物の日本農林規格第4条と6条に定められた表示（本基準十項、十二項、十三項）を確実に実施していること。

以上